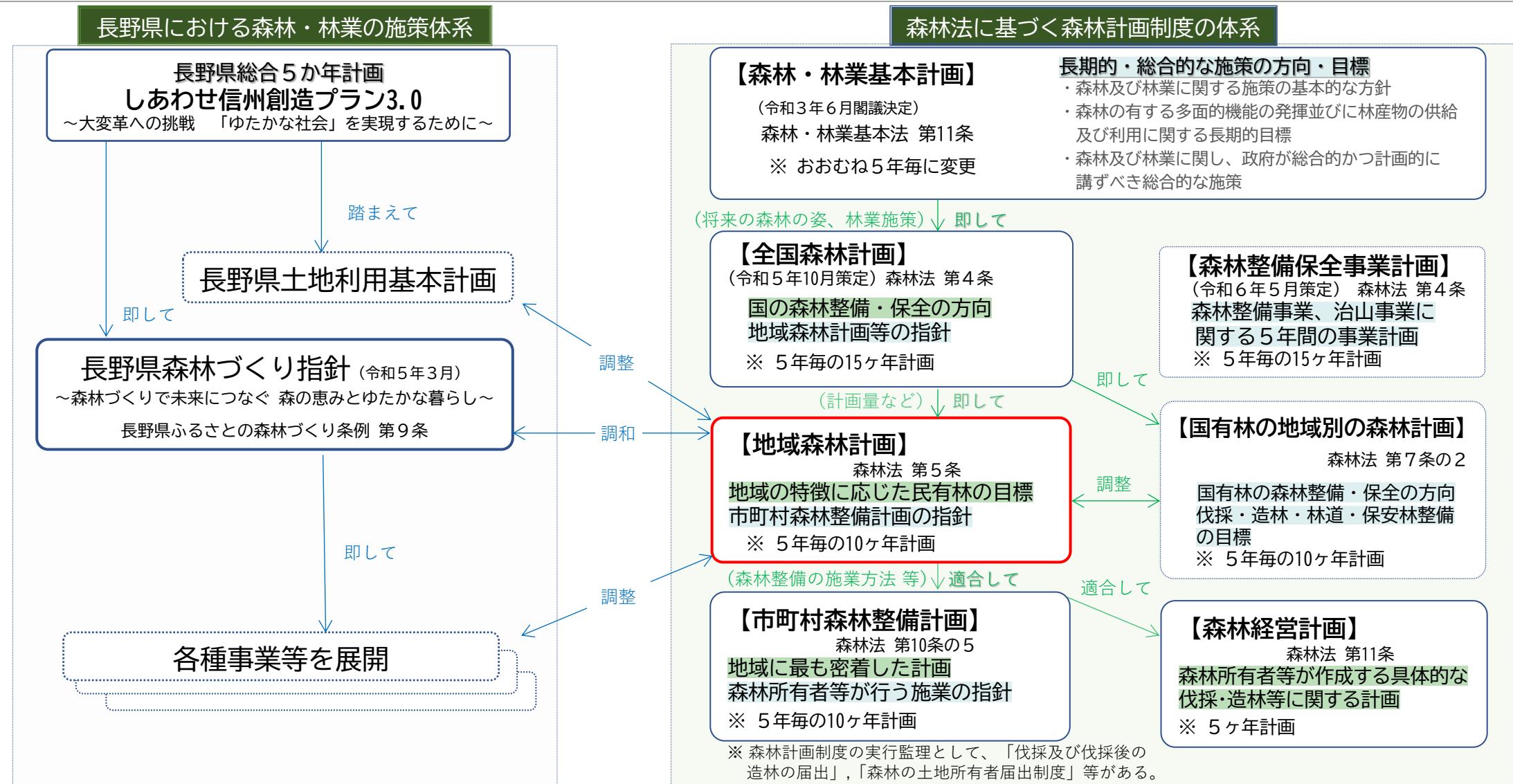


- 森林法に基づく、森林計画制度は、森林所有者等に森林を長期的かつ計画的に管理・整備させ、適切な森林へと誘導するための制度
- ・森林は国土保全、水源涵養、生物多様性の保全、地球温暖化防止等の多面的機能の発揮に重要な役割を果たし、地域の経済活動とも密接に関連している。
 - ・無秩序な伐採や開発は、森林の荒廃や災害の原因となり、安定的な林産物供給にも悪影響を及ぼすおそれがある。



中部山岳地域森林計画書(案)の構成

I 計画の大綱

- 第1 地域森林計画区の概況
- 第2 前計画の実行結果の概要及びその評価
- 第3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

【主な記載内容】

- 計画区の特徴、統計値
- 計画区ごとの実態を考慮した前計画の実行結果と評価
- 全計画区共通の基本方針（県森林づくり指針の抜粋）

II 計画事項

- 第1 計画の対象とする森林の区域
- 第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項
- 第3 森林の整備に関する事項
- 第4 森林の保全に関する事項
- 第5 保健機能森林の区域の基準その他
保健機能森林の整備に関する事項
- 第6 計画量等
- 第7 保安林その他法令による
制限林の施業の方法



県下5つの計画区共通の森林整備及び保全の指針
計画区ごとの統計値

全国森林計画に即して、国が示す国計画量が県実態と乖離（特に③）
一方、国計画量の範囲内（±20%）に県計画量が入らないと国からの同意は得られない

計画区ごとに定める計画量
(①伐採立木材積、②間伐面積、③造林面積など大きく5項目)

県下5つの計画区共通の制限林の施業方法及びその位置の一覧表

主な計画量 全国森林計画に「即して」樹立するにあたり、国が示す計画量は県実態と乖離がある。

⇒国計画量（①伐採材積量、②間伐面積、③造林面積など）に対し、森林づくり指針（実態）に即した県計画量を併記し設定（県設定値）
県設定値が国計画量範囲内（±20%）とならない場合は、国計画量の下限値で計画

計画事項	区分	現行計画：14期（R 3～7）				次計画：15期（R 8～12）		
		国計画量 中央値等 (±20%)	14期の 計画量	実行結果	実行率	国計画量 (±20%)	県計画量 (森林づくり指針)	計画量 (案)
①伐採立木材積（m ³ ）	主伐材積	207,600 (166～249千m ³)	230,000	326,000	142%	245,400 (196～294千m ³)	204,000	204,000
	面積換算値 (400m ³ /ha) での相当面積	519ha (415～623ha)	575ha	815ha		614ha (491～736ha)	510ha	510ha
	間伐材積	728,600 (583～874千m ³)	800,000	301,000	38%	635,600 (508～751千m ³)	364,000	508,000
	面積換算値 (70m ³ /ha) での相当面積	10,409ha (8,327～12,490ha)	11,429ha	4,300ha		9,080ha (7,264～10,896ha)	5,200ha	7,264ha
	計	936,200	1,030,000	627,000	61%	881,000	568,000	712,000
②間伐面積（ha）		—	12,000	4,300	36%	—	5,195	5,195
③造林面積（ha）	人工造林	812 (650～974ha)	750	288	38%	1,390 (1,112～1,668)	510	1,112
	天然更新	487 (390～584ha)	500	162	32%	580 (464～696)	—	464
	計	1,299 (1,040～1,558ha)	1,250	450	36%	1,970 (1,576～2,364)	—	1,576

令和6年度 千曲川下流地域森林計画書での伐採立木材積の記載

第2 前計画の実行結果の概要及びその評価

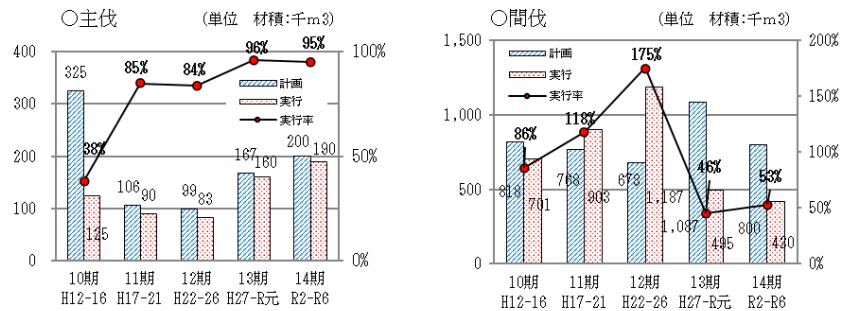
1 伐採立木材積

(1) 前計画の実行結果

(単位 材積:千m³)

総 数			主 伐			間 伐		
計画	実行	実行率	計画	実行	実行率	計画	実行	実行率
1,000	610	61%	200	190	95%	800	420	53%

注：前計画期間は令和2～令和6年度の5か年分。実行数量の令和6年度分は見込値を含む。



(2) 評価

人工林の本格的な利用期を迎えるにあたり、主伐は概ね計画を達成し、間伐は保育間伐から搬出間伐に移行が進み実行率は半分程度となりました。この結果、伐採立木材積の総量は、令和6年4月に見直された全国森林計画での本計画区の計画量の約6割となりました。

今後は、更に森林資源の循環利用を図っていくため、森林の集約化や境界明確化を進め、施業の効率化や再造林の低コスト化を更に推進していく必要があります。

令和7年度 中部山岳地域森林計画書での伐採立木材積の記載

第2 前計画の実行結果の概要及びその評価

1 伐採立木材積

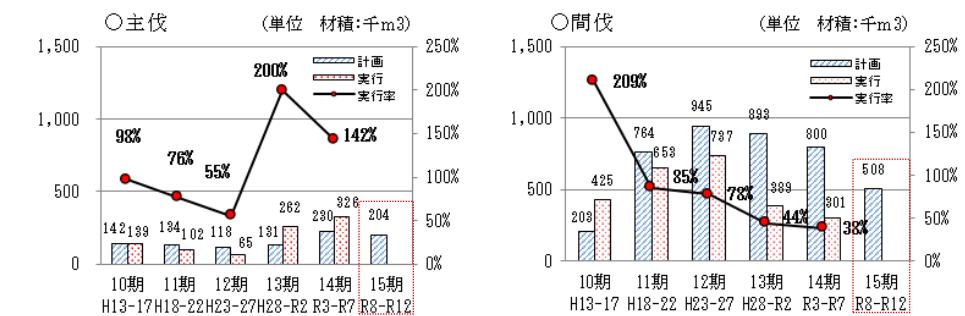
(1) 前計画の実行結果

(単位 材積:千m³)

	総 数			主 伐			間 伐		
	計画	実行	実行率	計画	実行	実行率	計画	実行	実行率
5年間の計画・実行量	1,030	627	61%	230	326	142%	800	301	38%
単年での計画・実行量	206	125	61%	46	65	142%	160	60	38%
※5年間の計画・実行量	366	627	171%	192	326	170%	174	301	173%
※単年での計画・実行量	73	125	171%	38	65	170%	35	60	173%

注：前計画期間は令和3～7年度の5か年分。実行数量の令和6年度及び7年度分は見込値を含む。

※長野県森林づくり指針から算出した参考値



(2) 評価

守るべき松林の保全対策として被害前のアカマツの松くい虫対策事業や伐採適期に達した林分の増加により、主伐に区分される伐採量は計画に対し実行率142%となりました。一方で、間伐での伐採量は間伐対象面積の減少等に伴い、計画に対し実行率38%でした。

主伐・間伐を併せた伐採立木材積の総量は、計画に対して実行率61%となり、計画量内での伐採立木材積になりました。一方、14期のアカマツ松くい虫対策事業を除く主伐量は114千m³、実行率は50%と推定され、地域の林業労働力等を松くい虫対策等に集中させざるを得ない状況が課題となっています。

令和4年度に策定された「長野県森林づくり指針」では、令和9年度に全県の木材生産量として83万m³を目標にしています。松くい虫被害対策も含めた伐採を進めた結果、中部山岳計画区内の計画量に対し、実行率は100%を上回っています。

今後は、更に森林資源の循環利用を図っていくため、森林の境界明確化や集約化を進め、路網整備や林業機械を上手に組み合わせた施業の効率化を図ると共に、再造林の省力・低コスト化を更に推進していく必要があります。

令和6年度 千曲川下流地域森林計画書での造林計画面積の記載

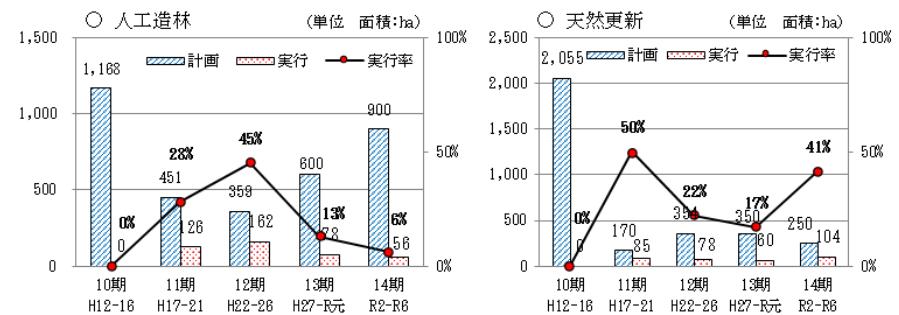
2 造林計画面積

(1) 前計画の実行結果

(単位 面積:ha)

総 数			人工造林			天然更新		
計画	実行	実行率	計画	実行	実行率	計画	実行	実行率
1,150	160	14%	900	56	6%	250	104	41%

注：計画期間の考え方は、第2 1 (1)の注釈と同じ。



(2) 評価

天然更新を含めた造林計画面積の実行率は低位となりました。

持続可能な森林づくりには、伐採跡地での造林と天然更新の更新確認を計画的に行う必要があります。

○ 造林計画について

伐採及び伐採後の造林の届出書（以下、伐採届という。）が令和4年度に様式が改良され、伐採後の造林に係る森林の状況報告及び伐採後の森林の状況の報告が義務付けられました。様式が改良された伐採届の2ヶ年の状況を基に本計画区での再造林率等を算出すると、主伐後の転用や線下伐採を除き、森林として維持する林地 36ha の人工造林率は 15ha (42%)、天然更新を含めると 28ha (71%) となっています。この数値は主伐後の翌年度以降に造林する場合や、天然更新区域においては、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して 5 年以内に天然更新完了基準を満たしているかどうかを確認する林地が含まれていることから、着実な造林が実施されるよう市町村と連携して確認してまいります。

令和7年度 中部山岳地域森林計画書での造林計画面積の記載

2 造林計画面積

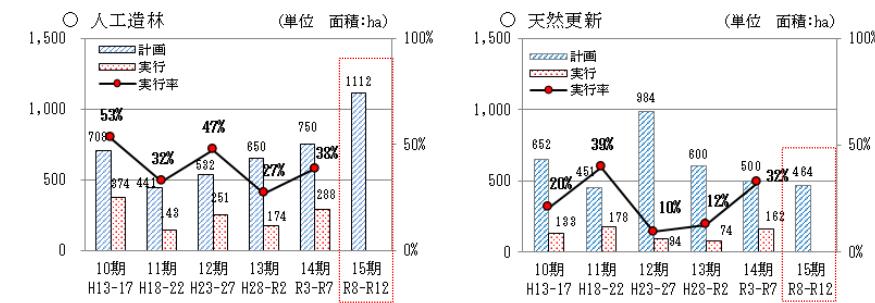
(1) 前計画の実行結果

(単位 面積:ha)

	総 数			人工造林			天然更新		
	計画	実行	実行率	計画	実行	実行率	計画	実行	実行率
5年間の計画・実行量	1,250	450	36%	750	288	38%	500	162	32%
単年での計画・実行量	250	90	36%	150	58	38%	100	32	32%
※5年間の計画・実行量	-	-	-	214	288	135%	-	-	-
※単年での計画・実行量	-	-	-	43	58	135%	-	-	-

注：前計画期間は、令和3～7年度の5か年分。実行数量の令和6年度及び7年度分は見込値を含む。

※長野県森林づくり指針から算出した参考値



(2) 評価

計画量に対する実行率は低位となりました。一方、令和4年度に義務付けられた伐採造林後の状況報告※をもとに令和4年度から令和6年度の期間における本計画区の再造林率を算出すると、主伐後も森林として維持する林地 225ha（線下伐採を除く）の再造林率は 65% (147ha)、天然更新を含めると 79% (177ha) となっています。

なお、人工造林および天然更新は主伐の翌年度以降に完了する場合があるため、今後に報告される造林面積を考慮すると、伐採跡地の更新が図られる割合は 80%よりも高いと見込まれます。

今後も着実な造林が実施されるよう伐採跡地での人工造林と天然更新の更新確認を市町村と連携して実施してまいります。

主伐・再造林の加速化は県の森林行政の最重要課題の一つであることから人工造林・初期保育に係る経費に対して森林税による嵩上げ支援を実施しています。主伐により生産される木材の付加価値向上を図るために、高付加価値の流通事例を含めた市場調査を令和7年度から実施し、木材販売額から再造林経費を賄う「新しい林業」の取組みを進めます。

事業体のノウハウ不足を解消するため、事業体からの求めに応じて、主伐・再造林が進む地域の事業体の行う伴走支援の補助と共に、林業普及指導員による事業体訪問を強化します。

※ 森林法第10条の8第2項に定める伐採に係る森林の状況報告および伐採後の造林に係る森林の状況報告

中部山岳地域森林計画（案）における計画量の考え方

国が令和5年に樹立した全国森林計画〔令和6年(2024年)年4月1日から15年間〕に即して、今年度、知事が「地域森林計画（中部山岳）」を樹立するにあたって、計画量の設定の一部を次のとおり整理した。

〔整理事項1〕

全国森林計画に「即して」策定する必要があるものの、国が示す計画量は本県の実態と乖離するものがある。

- ・全国森林計画の①伐採立木材積（主伐・間伐）、②造林面積は、実態や県目標（森林づくり指針）と乖離している部分もある。

（林野庁長官通知により、農林水産大臣への地域森林計画の協議は、国が提示する計画量の「±20%の範囲内であること」が明記され、相違する場合は同意が得られない）

（※ 林野庁との協議での±20%に含まれる項目として、③保安林面積もあり）

⇒ 計画量は森林づくり指針を基本とするが、全国森林計画に即した「±20%の範囲内」に入らない場合は全国森林計画の範囲内で設定

⇒ 全国森林計画は令和8年度に見直される予定であり、その事前調整において、森林づくり指針に基づいた県計画量で設定するよう国へ求める。

〔整理事項2〕

地域別に進捗確認・検証ができるよう計画（目安）量を示す必要がある。

現在進めている、「森林づくり指針の指標の検討」や「地域振興局毎の計画量（目安量）の設定」を

地域森林計画において参照できるよう記載し、今後、丁寧な評価・検討を図っていく。

- ⇒ 数値の検討をより深めるため、地域振興局別、市町村別の「特に効率的な施業が可能な森林の区域」の図化により、主伐～再造林を進める箇所を見える化
- ⇒ 例年、地域振興局毎に開催する「森林づくり県民税に関する地域会議」で進捗確認を行い、森林審議会でも検証する。

次期計画量(R8~12) 全国森林計画に「即して」樹立するにあたり、国が示す計画量は県実態と乖離がある。

⇒国計画量（①伐採材積量、②間伐面積、③造林面積など）に対し、森林づくり指針（実態）に即した県計画量を併記し設定（県設定値）
県設定値が国計画量範囲内（±20%）とならない場合は、国計画量の下限値で計画

計画事項	区分	国計画量 (±20%)	県計画量 (森林づくり指針)	計画量 (案)	備考
①伐採立木材積(m3)	主伐材積 面積換算値 (400m3/ha) での相当面積	245,400 (196~294千m3)	<u>204,000</u>	<u>204,000</u>	「森林づくり指針」人工造林目標面積を主伐面積に換算した 数値を採用（400m3/haで換算）。
	間伐材積 面積換算値 (70m3/ha) での相当面積	635,600 (508~751千m3)	364,000	<u>508,000</u>	「森林づくり指針」間伐目標面積を材積に換算したところ、 国計画量を下回ったため、国計画量の下限値を採用。
	計	881,000	568,000	712,000	
②間伐面積 (ha)		—	5,195	5,195	「森林づくり指針」間伐目標面積を採用。
③造林面積 (ha)	人工造林	1,140 (1,112~1,668)	510	1,112	「森林づくり指針」人工造林目標面積では国計画量を 大幅に下回るため、国計画量下限値を採用。
	天然更新	580 (464~696)	—	464	造林面積の計画量が主伐の計画量を上回っており、天然更新 が見込まれる面積は小さいため、国計画量の下限値を採用。
	計	1,720 (1,576~2,364)	—	1,576	

主な計画量

【整理事項2】これまで地域森林計画上の計画量は、森林づくり指針に地域別目安がなく整合がとられていなかった

特に効率的な施業が可能な森林の区域(ha) →潜在面積、市町村設定面積

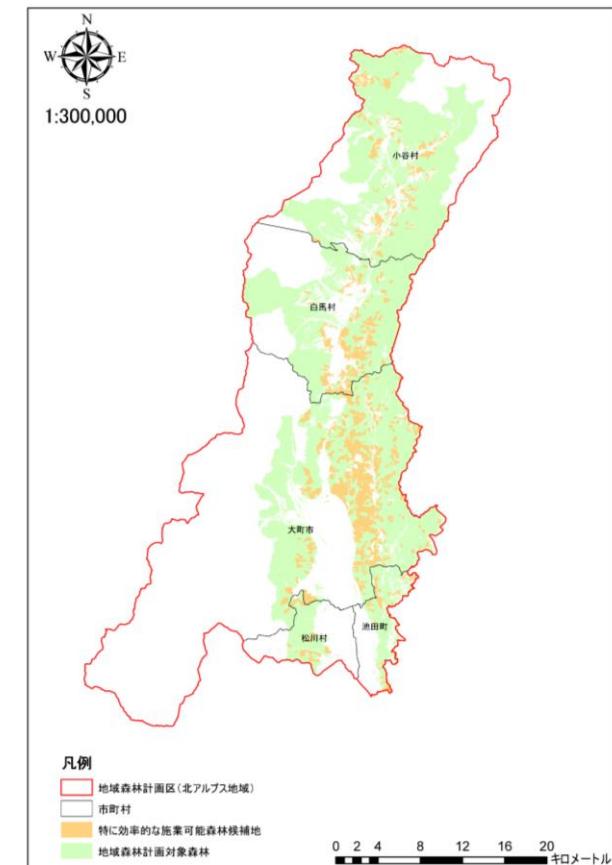
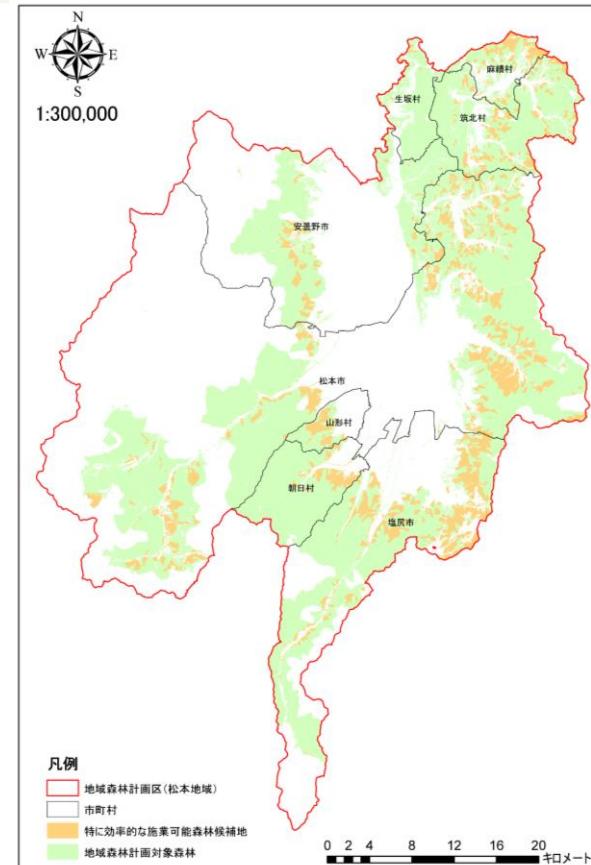
主伐由来の伐採立木材積量 (m3) 、再造林面積 (ha)

森林審議会・地域会議での森林づくり指針での数値
目標の進捗・達成の参考値を示す

計画区	振興局	市町村	計画対象 森林面積(A)	特に効率的な施業が可能な森林の区域面積			R8~12の計画参考量		
				県設定 面積(B)	B/A	計画済 面積(C)	計画率 (C/B)	主伐量 (m3) (D)	再造林 面積(E)
松本	中部山岳	松本市	38,272 ha	6,174 ha	16%	678 ha	11%	70,745 m3	177 ha
		塩尻市	15,833 ha	3,568 ha	23%	4,543 ha	127%	40,892 m3	102 ha
		安曇野市	10,474 ha	938 ha	9%	382 ha	41%	10,749 m3	27 ha
		麻績村	2,329 ha	755 ha	32%	768 ha	102%	8,649 m3	22 ha
		生坂村	3,060 ha	49 ha	2%	0 ha	0%	565 m3	1 ha
		山形村	1,275 ha	445 ha	35%	285 ha	64%	5,102 m3	13 ha
		朝日村	6,085 ha	628 ha	10%	520 ha	83%	7,200 m3	18 ha
		筑北村	8,256 ha	1,300 ha	16%	107 ha	8%	14,897 m3	37 ha
(地域)小計			85,583 ha	13,858 ha	16%	7,283 ha	53%	158,800 m3	397 ha
北アルプス		大町市	19,213 ha	4,564 ha	24%	817 ha	18%	26,013 m3	65 ha
		池田町	2,147 ha	330 ha	15%	340 ha	103%	1,879 m3	5 ha
		松川村	1,688 ha	254 ha	15%	608 ha	239%	1,448 m3	4 ha
		白馬村	10,620 ha	1,530 ha	14%	312 ha	20%	8,721 m3	22 ha
		小谷村	16,439 ha	1,252 ha	8%	15 ha	1%	7,138 m3	18 ha
		(地域)小計	50,107 ha	7,930 ha	16%	2,092 ha	26%	45,200 m3	113 ha
(森林計画区)計			135,690 ha	21,787 ha	16%	9,375 ha	43%	204,000 m3	510 ha

市町村森林整備計画「特に効率的な施業が可能な森林の区域」設定状況（令和7年4月1日時点）

⇒地域別の目安を新たに併記することにより、実態に即した計画量を記載。
併せて、市町村別、地域振興局別の民有林のゾーニングを新たに見える化



特に効率的な施業が可能な森林の区域の設定基準

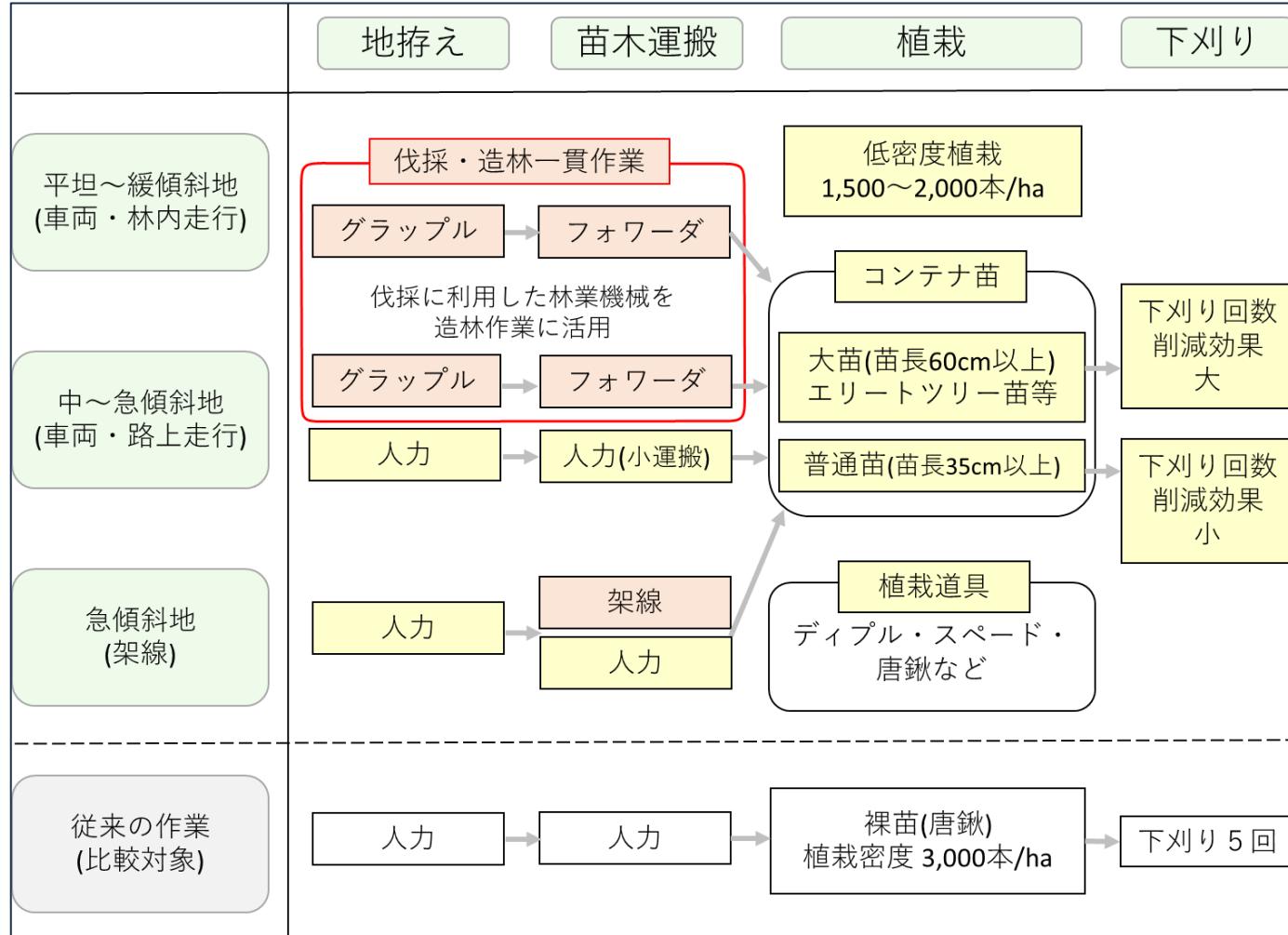
対象森林	区域設定基準(※)	備考
木材生産機能維持 増進森林 かつ 区域設定基準(※) を満たす森林	① 小班内で人工林が過半数を占める ② 小班内で地位3以上の森林（材の成長が良い森林）が過半数を占める ③ 小班内の平均傾斜が30度以下 ④ 道から小班の距離が200m以内 ⑤ 制限林は除外 ⑥ 以上の条件に準ずると市町村長が判断した箇所	設定単位は小班を基本とする ○制限林 保安林や国立公園等、施業の方法が制限される森林

現計画からの主な変更点

「人工造林に関する指針」 p40に下記を新たに追加

d 人工造林の省力・低コスト化

機械による地拵え・苗木運搬や伐採・造林の一貫作業並びに低密度植栽等の技術を適切に組み合わせることにより、造林作業全体の省力・低コスト化に努めることとします。組み合わせにあたっては、傾斜等の立地条件や林業事業体の体制等を踏まえ、各地域において最適と考えられる方法を選択することとします。



【参考図】省力・低コスト化に資する標準的な作業の組合せ（林野庁 造林に係る省力化・低コスト化技術指針p32 より一部改変）



グラップルによる機械地拵え



フォワーダによるコンテナ苗の運搬

(写真出典：林野庁資料)

その他4流域の地域森林計画変更計画書(案)の概要

計画区	計画期間	変更内容及び理由						備考	
		計画の対象とする森林の区域			林道等の開設及び拡張に関する計画				
		変更前(ha)	変更後(ha)	主な理由	区分	変更内容	主な理由		
千曲川上流	自 R6. 4. 1 至 R16. 3. 31	117,221	117,243	転用、編入	既存林道の拡張	改良・舗装			
千曲川下流	自 R7. 4. 1 至 R17. 3. 31	130,384	130,385	転用、編入	—			市町村林道計画の変更	
木曽谷	自 R4. 4. 1 至 R14. 3. 31	54,966	54,965	転用、編入	林業専用道の開設	新規延長増			
伊那谷	自 R5. 4. 1 至 R15. 3. 31	249,784	249,830	転用、編入 官行造林の返地	既存林道の拡張	改良・舗装			

スケジュール

期 間	内 容
8月19～20日	森林審議会 現地検討会
10月上旬まで	計画書案作成
10月上旬～中旬	林務部内各課・地域振興局への意見照会 林野庁事前協議
11/6～12/1	中部山岳地域森林計画書（案）公告縦覧
上記に併せて	中部森林管理局・関東経済産業局・県庁内関係各課 市町村への意見照会
12月15日(月)	森林審議会の開催
12月下旬	審議会結果公表・林野庁への本協議 中部山岳地域森林計画樹立
1月上旬	地域森林計画書の公表(県ホームページ)